

三鷹市ホームページ再構築業務プロポーザル募集要項

三鷹市ホームページ再構築について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、以下のとおりプロポーザルの参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務内容

ア 名称 三鷹市ホームページ再構築業務（以下「本業務」という）

イ 内容 別紙「三鷹市ホームページ再構築業務委託仕様書」のとおりに

(2) 履行期間

契約確定日から令和 9 年 1 月 31 日まで（再構築したホームページの公開日は令和 9 年 1 月中旬頃を予定）

(3) 履行場所

三鷹市が指定する場所

2 経費

見積上限額は 49,301,800 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。

3 実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「121 情報処理業務」の登録がされていること。

(2) 三鷹市（以下「市」という。）において指名停止されていないこと。

(3) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法による再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど）にないこと。

(5) 5,000 ページ（総 HTML 数）を超える自治体公式ホームページの再構築（リニューアル）及び CMS の導入を 1 件以上行った実績を有すること。

(6) 申し込み時点で、自治体における CMS 運用・保守に係る契約期間内の契約を 3 件以上有すること。

5 募集要項等の配布

(1) 配布方法

三鷹市企画部広報メディア課（三鷹市役所本庁舎 3 階）の窓口において配布。

三鷹市ホームページにより閲覧、ダウンロードも可。

(2) 配布期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から 9 月 30 日（火）午後 5 時まで（市の休日を除く。）

(3) 配布物

ア 三鷹市ホームページ再構築業務プロポーザル募集要項

イ 三鷹市ホームページ再構築業務仕様書

ウ 三鷹市ホームページ再構築業務プロポーザル様式集（第 1 ～ 6 号）

エ 参考資料 三鷹市ホームページ CMS 機能要件定義書

オ 参考資料 三鷹市ホームページのバリアフリー指針（ウェブ・アクセシビリティ・ガイドライン）

6 質疑・回答

(1) 質疑方法

質問がある場合のみ、質問書（様式第 2 号）に必要事項を記載のうえ、三鷹市企画部広報メディア課までメールで送付すること（電話による質問は不可）。

(2) 質疑受付期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から 9 月 30 日（火）午後 5 時まで（市の休日を除く。）

(3) 回答方法

すべての質疑及び回答を、メールにて送付する。ただし、質疑を行った事業者名は開示しない。

質疑及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

(4) 回答期日

令和 7 年 10 月 3 日（金）（予定）

7 参加表明

(1) 申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載のうえ、申込期間内に三鷹市企画部広報メディア課までメールで送付すること。

(2) 申込受付期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から 9 月 30 日（火）午後 5 時まで（市の休日を除く。）

※質問書と同時提出も可。

(3) 提出物

ア 参加表明書（様式第 1 号の 1） 1 部

イ 事業実績報告書（様式第 1 号の 2） 1 部

※企画提案書等の作成に当たり、現行ホームページのアクセス解析のために Google Analytics(GA4)の閲覧権限が必要な場合は、参加表明書により、その旨

を申し出ること（選考中は閲覧権限を付与）。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要な事項を記載の上、提出期間内に三鷹市企画部広報メディア課まで持参又は郵送すること。なお、企画提案書は1者1提案とすること。

(2) 提出期間

令和7年10月3日（金）から10月10日（金）午後5時まで（市の休日を除く。）

(3) 提出物

ア 企画提案書 正本1部、副本11部（副本はロゴ・事業者名を記載しないこと）
及びデータ

イ 要件対応状況一覧表（様式第4号） 1部及びデータ

ウ 提案見積書（任意様式） 1部及びデータ

エ 過去3箇年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書ほか） 1部

オ 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて（様式第5号） 1部

カ 秘密保持誓約書（様式第6号） 1部

(4) 企画提案書について

企画提案書はMicrosoft Office Word、Excel、又はPower pointにより、A4判縦（横書き、左綴じ）で作成すること。また、フラットファイル等により綴じること。様式第3号の1～4を必ず使用し、以下の内容にも留意すること。

ア 会社概要（様式3号の2）、類似事業の実績内容（様式第3号の3）を作成し、企画提案書に添付すること。また、取得している認証等がある場合、認証等が分かる書類（写し可）も添付すること。

イ 三鷹市ホームページの再構築に当たり、プロジェクトチームを編成し、再構築に当たること。プロジェクトチーム（スタッフ）名簿（様式第3号の4）を作成し、企画提案書に添付すること。

ウ 別紙「仕様書」における「1（6）基本方針」に記載する内容についてどのような方法で実現するか明記すること。その際、デモ画面やイラスト、サーバ構成図を使用し、具体的なイメージが分かるようにすること。また、トップページ、下層コンテンツ、子育て特集ページ計3ページそれぞれのデザイン案も提案すること。

エ 再構築後の保守運用も見据え、想定する体制や支援内容、それらに掛かる費用の見込み額等を企画提案書に記載すること。

オ 企画提案書の体裁は、前述の留意事項以外は任意とするが、その内容は「10（2）評価項目及び点数配分」に記載する評価項目を参考とすること。

10 審査

(1) 審査方法

審査は、1次審査、2次審査の2段階で行う。

1次審査は、事業者から提出された企画提案書、要件対応状況一覧表等の書類により実施し、上位3者までが通過する。

2次審査は、プレゼンテーション（CMSの操作デモ等含む）及びヒアリング、提案見積書により行い、1次審査及び2次審査の合計得点をもって契約候補者を決定する。

(2) 評価項目及び点数配分

以下に記載する視点から、企画提案書、要件対応状況一覧表、提案見積書等の書類及びプレゼンテーションの内容を総合審査する（合計 1,000 点）。点数配分等の情報は以下に示すもの以外公表しない。

ア 1次審査（合計 500 点）。

(ア) 企画提案評価（200 点）

- ・事業者について（他の自治体での導入実績、得られたノウハウ等）
- ・提案の特徴
- ・再構築のスケジュール
- ・リスクの回避方法
- ・データ移行の方法
- ・仕様書「1（6）基本方針」に記載する内容の実現方法
- ・ページデザイン案（トップページ・下層コンテンツ・子育て特集ページ）
- ・SEO対策についての考え方
- ・市ホームページの再構築の成果を高める独自提案
- ・職員研修
- ・再構築後の運用支援
- ・提案全体について

(イ) 機能評価（300 点）

提出された「要件対応状況一覧表」（様式第4号）を基に、事務局が点数を算出する。なお、重要度が「必須」の項目について、対応不可（×）が1つでもある場合は失格とする。

イ 2次審査（500 点）

(ア) プレゼンテーション等審査（300 点）

- ・事業者の経営状況
- ・ページデザイン案（トップページ・下層コンテンツ・子育て特集ページ）
- ・CMSの操作性
- ・利用者の利便性
- ・市職員の利便性
- ・アクセシビリティの確保・向上
- ・セキュリティ対策

- ・SEO 対策についての考え方
- ・市ホームページの再構築の成果を高める独自提案
- ・再構築後の運用支援
- ・事前課題に対する回答・見解 ※事前課題の内容は1次審査結果時に通知。
- ・プレゼンテーション全体について

(イ) 価格評価 (200 点)

本業務にかかる見積金額を対象に、金額に応じた点数を事務局が算出する。

(3) 1 次審査

1 次審査は、事業者から提出された企画提案書、要件対応状況一覧表等の書類を市が定める評価項目と基準に基づいた客観的審査により採点し、上位 3 者までが通過する。審査結果は応募した者全員に対し、メールで通知する。通知の期日は、令和 7 年 10 月 31 日（金）を予定する。

(4) 2 次審査

1 次審査通過者から企画提案書の内容等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」という。）を実施する。

プレゼンテーションは 30 分以内、ヒアリングは 20 分程度とする。

プレゼンテーション等審査の期日は、令和 7 年 11 月 10 日（月）を予定する。

また、提案された見積金額について、市が定める基準に基づき採点を行う。

11 候補者決定

(1) 決定方法

1 次審査と 2 次審査の合計得点上位 1 位の者を契約候補者とする。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、郵送により行う。なお、通知の期日は、令和 7 年 11 月下旬を予定とする。

12 契約締結

(1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、市において見積合わせを行う。なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。

(2) 候補者は市から連絡があった後、市が指定する様式により見積書を提出し、市は見積金額が予定価格以下のとき契約を締結する。

(3) 候補者との契約に至らなかったときは、市は評価結果の高かった者から順に、(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

13 情報公開

(1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

(2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意

向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式で提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答に関わらず公開することもある。

14 その他

(1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りではない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項等示された提出条件等に適合しない場合

ウ 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市企画部広報メディア課までその旨を通知する。

15 日程

項目	期間又は期日
募集要項等配布・参加表明・質問受付	令和7年9月12日（金）～9月30日（火） 午後5時
質問への回答	令和7年10月3日（金）※予定
企画提案書等の受付	令和7年10月3日（金）～ 10月10日（金）午後5時
1次審査（書類）	令和7年10月中旬
1次審査結果通知	令和7年10月31日（金）※予定
2次審査（プレゼンテーション等）	令和7年11月10日（月）※予定
2次審査結果通知	令和7年11月下旬 ※予定
契約締結	令和7年12月中旬 ※予定
業務履行開始	令和7年12月中旬 ※予定

16 問い合わせ先

三鷹市企画部広報メディア課（担当 野崎）

住所：〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

電話：0422-29-9037（直通）

ファクス：0422-76-2490

e-mail：kouhou@city.mitaka.lg.jp